



2025 年 6 月 26 日

各 位

東京都新宿区揚場町2番1号
DAIKO XTECH株式会社
代表取締役社長 松山 晃一郎
(コード番号8023 東証スタンダード市場)
問合せ先
取締役上席執行役員コーポレート本部長 間瀬 剛志
(TEL03-3266-8111)

当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当社子会社の取締役に対する譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 2,700株
(3) 処分価額	1株につき989円
(4) 処分総額	2,670,300円
(5) 割当予定先	当社子会社の取締役9名

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下同じです。）を対象に譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しておりますが、本日開催の取締役会において、当社グループ全体の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社子会社の取締役9名（以下「対象子会社取締役」といいます。）に対しても譲渡制限付株式を付与することとし、対象子会社取締役に対して金銭報酬債権合計2,670,300円を支給し、それを現物出資させて、自己株式処分により譲渡制限付株式として当社の普通株式2,700株を処分することを決議いたしました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社と対象子会社取締役は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象子会社取締役は、2025年7月17日（払込期日）から当社又は当社子会社の取締役又は執行役員のいずれも退任する日までの間、本割当契約に基づき割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象子会社取締役は、払込期日の直前の当社子会社の定時株主総会の日から翌年に開催される当社子会社の定時株主総会の日までの期間（以下「本役務提供期間」という。）の間、継続して、当社又は当社子会社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除する。

(3) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間の満了時において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象子会社取締役が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、当然に無償で取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月25日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である989円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象子会社取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上